

2021年度「グリーンイノベーション基金事業／次世代型太陽電池の開発プロジェクト」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
1. 公募要領	1-1	5.(1)審査の方法について	面接審査において、担当役員以上の参加がどうしても難しい場合、どうすればよいか。	まずは柔軟に日程調整をさせていただければと存じます。その上でどうしても難しい場合で、やむを得ず担当役員以上の参加が困難な場合に限り、担当役員以上から委任を受けた方の出席も可能です。
	1-2	8.(17) 研究開発資産の帰属・処分（委託事業）、処分制限財産の取扱い（助成事業）等	助成事業終了後に事業化を達成しつつも、カーボンニュートラルに向けて追加的な研究開発を継続するために財産（研究設備等）を使用する場合、例えば事業収益が発生していたとしても、交付の目的の範囲内ということで財産処分には該当せずNEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要という理解でよいか。	ご理解の通りで、助成事業の終了後に、2050年カーボンニュートラルの実現に不可欠な関連する研究開発を追加的に実施している限りにおいては、たとえ基金を活用して取得した財産を用いて事業収益が発生していたとしても、財産処分の対象とはならず、NEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要です。
	1-3	8.(17) 研究開発資産の帰属・処分（委託事業）、処分制限財産の取扱い（助成事業）等	委託事業において、事業終了後本事業で取得した財産は有償で譲渡を受けるとのことだが、以下の仮定の場合、その譲渡価格の算出に用いる取得価額はいくらになるのか。 ・最終年度に100万円の資産を購入 ・インセンティブ率10% ・目標達成度係数0.5	グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款第4条第6項及び第7項に基づき、以下の計算となります。 $100万円 - 100万円 \times 10\% \times (1 - 0.5) = 9.5万円$ なお、減価償却を考慮する場合は、「9.5万円」を取得価額とし業務委託契約約款第20条の2に基づき計算することになります。
	1-4	2.(5)予算	採択件数および金額の目安を決まっているか。	現時点で決めておらず、応募状況や内容を踏まえ、予算の範囲内で判断させていただきます。
	1-5	3.応募要件	事業に途中から参画することは可能か。	社会実装までを見据えた事業であり、提案時においてしっかりと実施体制を構築して頂ければと存じます。その上で、事業開始後に実施主体として追加される場合には、公募等所定の手続きが必要となります。また、再委託先等の追加に当たっても、所定の手続きが必要になりますので、早めにご相談ください。
	1-6	5.(4) プロジェクト開始までのスケジュール	費用計上はどのタイミングから可能か。	委託事業においては、NEDOが受理した実施計画書の提出日から最大2ヵ月前の日（実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。助成事業においては、費用計上は交付決定日以降となります。
	1-7	5.(1) 審査の方法について	面接審査において、面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査時において別途資料をご提出頂く必要はなく、事業戦略ビジョンを用いてご説明頂ければと存じます。なお、適宜補足説明資料を用意頂いても結構です。
	1-8	8.(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の対象になり得るのか。	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の適用対象外となります。
	1-9	8.(5) 知財マネジメント（委託事業）	海外企業がプロジェクトの実施者として参加する場合に、新たに取得する知的財産権は原則NEDOとの共有とあるが、例外はあるのか。	NEDOでは、委託業務の実施にあたり「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（経済産業省）を踏まえた対応を実施していますが、研究開発の成果の事業化を国内企業等が行えない等のおそれがないことを検討し、海外企業がプロジェクトの実施者であっても、当該海外企業に知的財産権をすべて帰属させる場合があります。詳しくは、「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（p10,11）をご参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/ipmanagementguideline_5.pdf
	1-10	8.(17) 研究開発資産の帰属・処分（委託事業）、処分制限財産の取扱い（助成事業）等	プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内に財産の所有権の移転を行うことは可能か。	プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内にコンソーシアムメンバー間で財産の所有権の移転を行うことは交付の目的内であれば可能です。 なお、その際は、国庫納付を求めず再処分制限付きで承認することとなります。

	1-11	8.(3)契約及び委託業務の事務処理、交付及び助成事業の事務処理等について	<p>弊社の事業費100百万円があり、A社に委託費100百万円、A社に外注費50百万円、を発注した場合、A社費用が事業費の50%以上（60百万円）になるが、問題ないという理解でよいか。</p> <p>A社に60百万円を委託することは、50%を超えるので不可となると思うが、外注費は該当するかをご教示いただきたい。</p>	<p>まず、委託費と外注費の定義についてですが、御社が担う研究開発の一部を第三者に託すものが委託費（研究開発要素あり）。御社の仕様に基づき第三者が製作するものは外注費（研究開発要素なし）となります。</p> <p><助成事業の場合> 「課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル」 https://www.nedo.go.jp/content/100930829.pdf 外注費については、上記マニュアルのP77、78をご参照ください。 委託費については、P86、87をご参照ください。</p> <p><委託事業の場合> 「委託業務事務処理マニュアル」 https://www.nedo.go.jp/content/100930481.pdf 外注費については、上記マニュアルのP125、126をご参照ください。 再委託費については、P142をご参照ください。</p> <p>※助成事業の場合も、委託事業の場合も基本的な考え方は同様です。</p> <p>その上で、ご質問の事案（A社に委託費100百万円、A社に外注費50百万円）が上記の定義に該当している場合、委託費は10%（外注費は含まれない）となります。 なお、金額の妥当性については審査の過程で評価いたしますので、その点ご注意ください。</p>
	1-12	8.(3)契約及び委託業務の事務処理、交付及び助成事業の事務処理等について	<p>外注もしくは委託を弊社の関係会社に依頼する場合、申請上もしくは経理処理上の制限はあるか。</p> <p>事務処理マニュアルでは、自社調達の場合は利益排除が必要、とありますが親子会社のケースは該当しないとの理解で正しいか。</p>	<p>親子関係の会社からの調達の場合、利益排除の対象にはなりません。</p> <p>ただし、親子関係の会社からの調達であったとしても、他の企業等からの調達と同様に200万円以上は相見積もりが必要等のルールは適用されますのでご注意ください。</p>
	1-13	4.(3)提出方法	<p>申請書類の提出については、幹事会社が各社書類をまとめてアップロードすれば、コンソーシアム構成各社からアップロードする必要はないと理解しているものの、申請書類のデータ容量が100MBを超過してしまう場合は各社個別に提出するも可能か。</p>	<p>基本的には幹事企業よりコンソーシアム単位でまとめて提出頂ければと存じますが、ご事情がある場合には、NEDOにご相談のうえ、提案企業各社から個別に提出頂いても結構です。</p> <p>なお、100MBという制限がございますので、事業戦略ビジョンで写真等を用いた際には、パワーポイントの「図の圧縮」から「図のトリミング部分を削除する」や「解像度」の調整を実施して頂きファイル容量を減らして頂ければと思います。</p>
	1-14	4.(5)提出にあたっての留意事項	<p>再委託先においても府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への事前登録が必要となるか。</p>	<p>e-Radへの登録は、幹事会社が代表して再委託先の分も含めてご登録ください。</p> <p>なお、e-Radへの登録には際しては、研究代表者及び研究分担者ともに研究者番号が必要となります。まだe-Radに登録されていない研究機関に所属している研究者の新規登録に際しては、前もって所属研究機関の登録も必要となります。</p>
2. 事業戦略ビジョン	2-1	全体	<p>本提案内容は公開されるが、提案者側が希望しない場合は非公開にできる部分もあると認識している。公開必須な部分があれば教えていただきたい。</p>	<p>公開必須な部分というものをこちらで設定はしていませんが、企業秘密に該当する事項等、非開示情報として認められるもの以外は公開となります。</p>
3. グリーンイノベーション基金事業の基本方針	3-1	3.(5)実施主体	<p>中小企業、ベンチャー企業の参加について、採択に関して、何か後押しすることはあるか。</p>	<p>基本方針において、「新たな産業を創出する役割等を担う中小企業やベンチャー企業の参画を促す観点から、採択審査においては、これらの企業との効果的な連携の有無についても考慮要因とする」とされており、中小・ベンチャー企業を巻き込む体制であれば、それに応じた評価が行われます。</p>
	3-2	3.(5)実施主体	<p>外国企業の参画は可能かどうか。</p>	<p>可能です。</p> <p>ただし、外国企業の場合、グリーンイノベーション基金事業の基本方針や公募要領、特別約款等にて条件が定められておりますので、その点ご注意ください。</p> <p><グリーンイノベーション基金事業の基本方針> https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210312003/20210312003-1.pdf 「3.（5）実施主体」をご参照ください。</p> <p>また、公募要領においても「3. 応募要件」が示されており、「ii」には上記の基本方針と同様の趣旨が記載されておりますので再度ご確認ください。</p> <p>なお、本事業では、グリーンイノベーション基金の特別約款が適用され、日本語が正であることに加え、「第6条 外国法人の特例」が適用されることについてもご注意ください。</p> <p><特別約款> https://www.nedo.go.jp/content/100932579.pdf</p>